

## 下関商工会議所の新型コロナウイルス感染症への対応について

本所では、政府の専門家会議の提言等を踏まえ、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する場合がございますので、何卒ご了承ください。

### 1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとする。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 人が密集している
- ③ 近距離での会話や発声が行われる  
(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとする)

#### 【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件=3密を避ける」をクリアするため、以下のとおり対応する。

- ① 「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
- ② 「人が密集している」⇒出席人数を限定する(随行者の制限)など、会議規模の縮小を行う。
- ③ 「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトは、対面形式は避け、教室形式等で対応する。また、参加者同士の距離が取れるようにする。

### 2. 本所主催の会議・イベント等の対応について

#### (1) 会議、セミナー、講演会等

- ① 知事等による都道府県をまたぐ移動制限がある場合には、それに十分配慮し、不要不急の会議や事業は中止もしくは延期する。
- ② 開催する場合は、「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」に対応して実施する。
  - ・ソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)の確保、3密を回避した会場設営(教室形式のみ)
  - ・感染防止策(受付など会場での手消毒、会議中のマスク着用、こまめな換気等)の徹底。
  - ・咳や熱などの風邪の症状がある方の参加禁止
  - ・会議時間は1時間以内

#### (2) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)

- ① 飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長(部会長、委員長、座長等)と相談の上、実施の可否を判断する。(7月14日～)
- ② 実施の際は感染対策をしっかりと行い、「新しい生活様式」に対応して実施する。
  - ・ソーシャルディスタンスの確保、3密の回避、手指の消毒等
  - ・横並びで座る、大皿は避ける、おしゃべりは控えめに、お酌はしない等

### 3. 事務局の対応について

#### (1) 出勤について

- ① 発熱等の風邪症状がある場合は、出勤を見合わせる。(有給休暇)  
熱が下がっても、もう1日休んでから出勤する。(令和2年4月17日～)
- ② 出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底する。
- ③ 事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、総務課に報告する。

#### (2) 出張

業務上・施策普及上必要な場合は、最小限の期間・人数で出張する。

#### (3) その他

- ① B C P (事業継続計画)に基づき、下関商工会館内のテナントで感染者が出た場合は、緊密に連絡を取り合い二次感染を防ぐ。
- ② 手洗い・手消毒の徹底、マスク着用等個人での感染防止策に努める。
- ③ 朝と昼に窓を開け、室内の換気を徹底する。
- ④ 執務中は全職員マスクを着用する。(令和2年4月17日～)
- ⑤ 事務所内の机・椅子レイアウトの見直し。(令和2年4月20日～)
- ⑥ 4月27日に発送する会費請求について延納を認める文書を送付。
- ⑦ テレワーク実施の検討。(令和2年4月20日～)  
実施の場合～山口県方式(ネット接続不可、ドライブを暗号化したPC持出)  
日商提供 G Suite (Meet) の有効利用(web会議、web経営相談等)